

財関第779号

平成17年6月16日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村幸俊

関税法基本通達の一部改正について

標記のことについては、下記のとおり改正し、平成17年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1. 67-2-7の(1)中「掲げるもの。」を「掲げるもの(自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。)、船舶及び航空機を除く。)」に改め、同項の(2)のイ中「以下のもの」の次に「(自動車、船舶及び航空機を除く。)」を加え、同項の(2)のハ中「宣伝用物品」の次に「(自動車、船舶及び航空機を除く。)」を加える。
2. 67-2-8の(1)中「(自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下、この項において同じ。)、船舶及び航空機を除く。)」及び「また、旅客等が携帯して輸出する自動車、船舶及び航空機については、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」(C 5340)2通(原本、許可書用)を提出することにより申告させ、輸出を許可したときは1通を許可書として申告者に交付する。」を削る。